



Title	二条家俳諧：『二条家御俳諧記』の翻刻と考察
Author(s)	富田, 志津子
Citation	語文. 1997, 67, p. 1-12
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68902
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

二条家俳諧

——『二条家御俳諧記』の翻刻と考察——

富田 志津子

はじめに

寛政二年九月五日に、二条家俳諧は始められた。⁽¹⁾これは、二条家による俳諧免許という、俳諧史上注目値するものである。

私は、平成七年一月十五日、大阪大学国語国文学会において「二条家俳諧」と題して講演を行ったことがある。内容は、現在知られるところの資料をたよりに、二条家俳諧の成立について考察し、会の次第を把握しようと試みたものであった。その際、主たる資料として、石田元季氏が俳句雑誌『ひむろ』昭和十一年二月号に「寛政二年の二条家俳諧」(『俳文学考察』にも所収)として紹介しているものを参照した。その論考の中で石田氏は、四点の資料を翻刻・紹介している。『二条家御俳諧記』(「水口豊次郎氏蔵」とある)という書物に記載されている月居宛免状と其成宛免状、また「二条御殿中興御俳諧之式」という覚書、「二条殿中興御俳諧之御料理之次第」という書付である。それらにより、初会の様子はかなり詳細に窺うことができるのである。氏が紹介したこれらの資料の所在は、現在不明なのだが、そのうち『二条家御俳諧記』は、石田氏が参照したものの写本と思われるものがあることを、佐賀大学の田中道雄氏よ

り御教示を受けた。大阪女子大学附属図書館山崎文庫にある『二条家御俳諧記』がそれで、水口氏蔵本の写本である。二条家俳諧を知る貴重な資料なので、以下に翻刻し、他の資料と併せて考察を加えたい。

一、翻刻『二条家御俳諧記』

書誌は、写本一冊。大きさ 縦二七・〇センチ、横一九・一センチ。本文八丁。題簽「二條家御俳諧記」とある。扉は次のようになっている。

二条家御俳諧記

御書林	菊舎太兵衛
当時	寺町御池上ル丁
戊辰年七月	菊舎彦兵衛
御知事	其成
男	其篤
	謹識

原本は、御俳諧書林で知事も務めた其成(菊舎太兵衛)とその息の其篤(同彦兵衛)の書き留めたものである。序跋はなく、記録を書き継いで途中で終わっている感がある。奥書は「本文八枚 昭和

十六年一月 東京水口豊次郎氏手写本ニヨル」とあり、水口氏蔵本を山崎喜好氏が写したもののらしい。印記は、「大阪女子大学図書」「山崎文庫」のほかに、「二条家図書記」の印が、墨書で模写されている。また本文中には、文字の訂正や、傍点が随所に施されており、これは書写者（山崎氏か）によるものと思われる。

凡例

○句読点、濁点は、私に施した。

○漢字は、通行の字体に統一した。

○助詞のカタカナは、ひらがなに変えた。しかし、漢文中のカタカナは、そのままにした。

○本文中文字が訂正されている場合、訂正された文字を翻刻した。

○本文中の傍点は、原本にはなかったと思われるので省いた。

二条家御俳諧記

二条家御俳諧記

御書林 菊舎太兵衛
寺町御池上ル丁
当時 菊舎彦兵衛
戌年七月
御知事 其成
其篤 謹誠

抑二条家御俳諧のはじめは、寛政二戊年、尾張久村曉台・京江森月居を被召出、はじめて左方右方の宗匠を命じ給ふ。免状を給る。左のごとし。

俳諧之達者中興之器也

宜為此道右方宗匠

者

御朱印

年号

津幡民部少輔兼伊予守藤原泰古
（ママ、泰以下同じ）
隠岐刑部少輔兼下総守藤原広明

曉台は左方と有。外は宜為此道宗匠。

二子御船入御附 九月三日 御目通被為 仰付候
金三十兩献す

同四日、於円山端寮習礼あり。諸太夫 津端氏 兩家出席。五日、曉台花御会を勤む。月居脇宗匠を勤む。免許服二子共、紫水干・白指ぬき・風折烏帽子。此時、臥英・五周・百池、御執筆を被命たり。明拳主事を被命。香元怡泉。各免許服、萌黄水干・浅黄さしぬき・風折烏帽子。此時、菊舎太兵衛に御俳諧書林を命じ給ふ。此御会に、連衆へ被下候御免状左のごとし。

大広奉書
二ツ折

御星印

京師田中保教号
其成仍俳諧執心
御当家御俳諧衆
被差加候候依

江森史一
号 月居

台命免狀如件

津藩民部少輔

秦古

寛政二年九月五日

隠岐下総守

広明

褒飾之奠扁額靈室曰正風宗師嗚呼

翁復起正風宗師百世何其業之広

其德之高也今奉 公命謹告之靈述

台旨以伝後業者

寛政五年四月

正五位下行民部少輔兼伊予守藤原朝臣秦古

從五位下行右兵衛少尉兼下総守藤原朝臣広明

御朱印

於義仲寺正風宗師百回忌修行追福の御詠を給ふ

旅寝しつる道年くの茂かな 御

闌更御代香を勤む。執詠使月居、重厚宗匠蒙免許、宗匠を勉む。読

師臥英、御執筆、百池病ることのありて五芳代を勤む。主事其成、

補助白黛、参衆玉屑・右稻、其外免許之人々出席す。

寛政五年四月十二日午刻

正風宗師一百回遠忌俳諧會次第

先参衆着便宜之所

次行香者進 影前置香爐

次御代拝 再拜

次宗匠着円座 影前左

次召文台 主事行之置堂之中央向影前

次召人々之懷紙、隨次進之主事取重置文台之上以句之下
向影前自上首置

次召読師

次参衆着席

次講之名ニ返以下坐為光説名号時其人平臥

次講師退坐

御朱印左のごとし。
付。
御額ヲ御寄附被遊但義仲寺と東
山芭蕉堂と 二ヶ所へ給る。且御挑灯・御幕、御寄

夫俳諧者和歌之流而協和人情匡正風俗
国家治教之一助也然近世雅變風降遂
失匡和之道芭蕉翁桃青堯憤焦思復
風於古正雅於今実斯道之聖也今茲
寛政癸丑之歲当脱履一百之紀聊擬

次主事取文台而退

次行香者進而炷香

次主事取別之文台、置之近影前置之

次執詠使着円座影前之右
懷御詠

次講師再着坐

次講之三反各平伏

次主事進講師取 御懷紙授之

次退出自下座起

未觀中興正式百韻興行

式法如恒例但於影前読上之

寛政五丑年四月十三日、關更御初懷紙を勤。執筆百池、主事其成勤。同四月十四日、玉屑青蘿の後を命ぜられ、はじめて花御会を勤。免許服朽葉色散服・白指貫・烏紗巾。執筆百池、主事其成・五芳つとむ。明六寅年三月廿五日、關更御初懷紙を勤。廿六日、玉屑花御会を勤。執筆百池、主事如鏡。同十戌年五月三日、關更亡ズ。大坂二柳宗匠蒙免許、御懷紙を奉りて御会を不動して、享和四年正月十八日亡ズ。此間十六年中絶。文化八未年、月居、其成取次を以て再興を願ふ。御聞濟ありて月居再御館入
御賄銀廿枚献す御用人取次にて御酒給る。四月六日安井前平野屋におゐて習礼あり。翌七日、御目通為仰付、御初懷紙を勤む。御纏頭真綿拝領す。執筆百池、主事鷺少、香元素蛤。同日、玉屑花御会を勤。執筆百池、主事其成、香元真菅。翌八日、蒼虬、關更の後を命ぜられ、初て御会を勤。服は關更に准ず。執筆、葦笠、百池の甥たるを以て、御執筆を勤む。主事其成、香元千崖。阿宗匠とも、御目通被為仰付。拝領物等月居に同じ。此時、連衆へ被為下候御短冊を中厚紙につゝみ、御書付左のごとし。二ツに折、

又三ツに折。

今日 集会殊勝之事候

仍而為褒詞短冊一枚

下賜之候

松波大舍人頭花押

辛未夏 河野 隼人正花押

河野 大炊頭花押

其成

士朗、晝台の後を命ぜられたれども、御会不動して、文化九年申五月十六日、亡ず。此間又六年中絶す。文政元寅年四月十九日、玉屑御会を勤。執筆百池、主事其成代茂推、香元静庵。同翌年卯年四月十九日、玉屑花御会を勤。此時、烏頂、百池門人となりて御執筆を勤。主事其成、香元南路。此御会、士朗マ、朗被免許、萌黄水干・浅黄指貫・風折烏帽子。此時連衆へ被下候免状、檀紙二ツ折にして、文面左のごとし。

江州日野

矢野新右衛門

俳名士朗

今度俳諧之集

会殊勝之事ニ候自今

後会之節必可有伺

文政二年四月

御朱印

副言

今般百韻之席一入

御喜色ト仍而如旧例別紙

下賜之候猶以此道益可

被相励様との御事也

四月十九日 森頭長門介

時寅花押
士朗方

此間又四年中絶す。文政七申年、江戸何丸、蒼虬以取次蒙宗匠免許。四月十四日、時鳥御会を勤^{御禮入金}。真綿拝領す。免許服。此時、玉屑九州にありて出席せず。鳥頂に付て素董御執筆補助す。其成に付^{（ママ、雄以下同じ）}て国醒御主事補助す。香元夙也。今度、宗匠免状左のごとし。

同四月廿五日、蒼虬花御会を勤^{此御俳諧一巻、仏廟集に出す}。執筆鳥頂、知事其成。国醒、香元和敬。文政八酉年八月廿二日、玉屑月御会を勤む。真綿拝領す。御宿題月、御執筆鳥頂亡じて杜蓼勤む。免状を給ふ。知事其成。ことし国醒亡ず。香元南路。

百韻之会席無怠慢出題
為殊勝之間 今般執筆
可令勤仕之条 如件
文政八乙酉年 森頭左近衛尉
八月 杜蓼方

本文八枚
昭和十六年一月
東京水口豊次郎氏
手写本ニヨル

二、二条家俳諧という儀式

『二条家御俳諧記』は、二条家俳諧初会に関する記事で始まる。二条家より下された免状が写され、会の当日までの手続きや免許服等の記載もある。二条家主宰の俳諧がどれほど儀式化されていたのか、一般の俳諧の会と異なるのか、興味深いところである。以下に、他の資料も併せて、初会の次第を追ってみたい。

関係する資料をあげると、前述の石田氏紹介のもの以外に、天理図書館綿屋文庫の『銅駝御殿御俳諧名録』がある。これは、其成とその後の知事が書き継いだ、二条家俳諧の連衆の名録で、執筆や香元等の役人名もわかる。また柿衛文庫の『二条家御中興御殿之俳諧』『銅駝御殿御俳諧 其二』は、しばしば執筆を務めた百池の記録したもので、当日の連句を書き留めている。さらに神沢杜口が、随筆『翁草』（寛政四序）において、二条家俳諧初会に関する記事を書いてゐる。俳席の見取り図と百韻、そして二条家俳諧に関する批判記事である。尾張津島の俳人堀田木吾の随筆『俳事随筆』にも、二条家俳諧に関する晩台の書簡や当日の俳席の図を収めている。これらの随筆は、初会に近い時期のものであり、興味深い。

さて、初会の行われた寛政二年というところ、芭蕉百回忌を三年後に控えた時期である。当時の二条家当主は治孝で、この年は左近衛大將、翌年から右大臣になっている（『俳諧一覽集』等で「二条左大臣」とあるのは、治孝が寛政九年に左大臣になり、文化十一年まで長く在任したことによるのであろう）。連衆は、二条家の者を別にすると、宗匠を含めて三十五名である⁽³⁾。その内、宗匠は晩台、脇宗匠は月居、執筆は臥央・五周・百池の三名で当番は臥央、主事に明

拳、香元が怡泉であった。脇宗匠、主事、香元は、一般の俳諧では置かれなし、執筆が三名いるというのも異例である。このもののしきは、二条家俳諧ゆえのことであろう。

『翁草』所収の百韻には、連衆に肩書きが付いており、出身地がわかる。それを見ると尾張の者が多い。つまり晝台が自分の門人を率いて参加させているのである。尾張以外では、地元の京、大津などの俳人が召されている。

『二条家御俳諧記』では、脇宗匠月居と其成に対して出された免状をあげている。免状に署名のある藤原泰古と藤原広明は、二条家

御みす

の諸大夫である。宗匠も連衆も皆それぞれに免状をもらうのである。そのかわりに御館入御賄金を献じた。晝台と月居は「金三十両献ず」とある。翌四日に御目通りがあり、免状はその際に下されたのであろう。翌四日に円山端寮で習礼、そして五日に俳諧が行われた。二宗匠の免許服は紫水干、白指貫、風折烏帽子で、執筆ら役人の免許服は、萌黄水干、浅黄指貫に風折烏帽子である。免許服は、免状を戴く際に着たのであろう。後述するが、会の当日の服装はまた異っている。

『俳事随筆』所収の俳席の図を次に掲げる。

御みす		御みす	
床御	御名代	古	素外
○香盆	符衣	明	羅城
宗匠	同	広	万岱
月居	同	不	蓬州
士朗	同	木	六
桃睡	同	官服	阿陶
月風	同	同	芦涯
麟路	同	同	仙児
湖菱	同	同	呉井
昆明	同	同	桃里
毛条	同	同	二
干当	同	同	升
之楓	同	同	
墨山	同	同	
規風	同	同	
香元	御執筆	同	
怡泉	同	同	
明拳	同	同	
臥央	同	同	
百池	同	同	
五周	同	同	
ノシメ長上下	同	同	
ノシメ半上下	同	同	
ノシメ長上下	同	同	
ノシメ半上下	同	同	

御みす

御みす

俳席の図を見ると、二条家当主の席は、正面の御簾の奥である。

床の間は御簾の脇にあり松の画が掛かっており、その前には香盆が置かれている。床の前が宗匠の席で、脇宗匠がそれに続く。一般の俳諧で貴人の座とする位置は、御名代の席になっている。御所様・若御所様御名代の出座は勿論異例のことであり、先の二条家諸大夫藤原泰古と同広明がこれを務めた。連衆の不木が御名代の次に並んでいるのは、彼も高貴の身分の者であったかと思われる。二間続きの次の間には連衆と役人が座るが、三人の執筆のうち当番の臥央は、付合が始まる前に宗匠の側へ着く。連衆は、宗匠の側の上座に、眺台の高弟である土朗、桃睡がおり、向かいの列の上座には、眺台の門弟で名古屋の観福寺上人素外と同じく公蓮寺上人羅城がいる。そして以下に連衆が座る。

この図で見ると、会当日の宗匠や連衆の服装は免許服とは異なる。宗匠眺台の服装は無紋狩衣、脇宗匠の月居は桔梗散服烏紗巾、土朗が蘇芳散服、執筆と執事（主事）が熨斗目長袴、香元と不木・桃睡が熨斗目半袴、あとの連衆は袷紗半袴、また末座の桃里と弁二は十徳白衣である。素外と羅城の「官服」とは僧衣であろうか。こうして見ると席や服装は身分の上下により細かく区別され、順列がつけられていることがわかる。これは、本来の俳諧の趣旨に反するものであろう。

眺台の狩衣姿は『新姑射文庫』（曾洛編、文政元）所載のものがあ。次のようなものである。



『新姑射文庫』

このように俳諧師が狩衣・烏帽子をつけて二条家に参殿する、という事態は一部の人間の目には滑稽に映ったに違いない。現に上田秋成に、「俳諧師のあたまたに、烏帽子がとまれば……」（『癡辯談』文政五刊）と揶揄されている。

さらに、石田氏が前掲の論考で紹介している「二条御殿中興御俳諧之式」は会の次第、「二条殿中興御俳諧之御料理之次第」は会席の料理の献立である。これによって会の流れの詳細が把握できるが、両者とも現在は所在不明である。「二条御殿中興御俳諧之式」を石田氏の翻刻そのままに、次にあげる。

寛政二年庚戌九月五日正巳之刻参殿
両奉行与宗匠三之間御発句御短冊被下之

次御料理被下之由執次仰之

次座次別出之退出

次香元進御簾前点香退出

次御執筆御文台御床前飾付退出

次出御

次宗匠以下連衆出座

次執次出座之由告御名代

御名代出座各平伏

次宗匠召御執筆

次奉御香

次執事御懷紙乗御文台持出

重硯上座賦之

次発声御発句各平伏以下

正式如法名残之花宗匠自執次御付句ト

申執次進御名代 広明座前由ヲ申承而句ヲ附復命

御名代一揖揚句畢以下如此

次御執筆進御簾前而清吟以下如法

次御式畢之由宗匠申之

次御名代御挨拶執次退出

自下座退出

これによって当日の会の次第をたどると、巳の刻（午前十時頃）に参殿、宗匠は三之間で奉行から二条家当主の発句を認めた短冊を賜る。ただし発句は前もって知らされていたらしい。次に別の間で料理をいただく。「二条殿中興御俳諧之御料理之次第」によると、

料理は二の繕まであり、料理、薄茶の後、御酒と肴も出る。現代の茶懐石のようなものである。当時の一般の連句会では「粗食粗茶あるにまかせよ。酒乱に及事なかれ」（『連俳古式』文化一刊、枇杷堂版）ということであつたらしい。このような会席料理のつく連句会というのは稀であつたであらう。

食事が終わると、席入りして俳諧が始まる。まず香を焼き、文台を飾り付けて、二条家当主の出御となり、次に連衆が出座する。御名代の出座はその後である。「二条御殿中興御俳諧之式」でみるかぎり、俳筵の次第や付合のやりとりは、通常の俳諧と大きな相違はない。御名代の出座で平伏、当主の発句が読み上げられて平伏、と貴人の出御を仰いでいる分、煩瑣になっているだけである。名残の花の句は御名代の広明が付けている。百韻が満尾すると執筆の吟声は御簾前で行う。その後、宗匠が式の終わりを告げ、まず御名代が退出、以下連衆の退出で会は終了する。二条家当主の退出が書かれていないが、連衆全員の出座を見届けるのだろうか。

料理が出され、貴人が同席し、役人の多い物々しい会ではある。しかし会式自体は一般の作法を守っているといえる。

この折の百韻は、前述の資料以外にも、『蕉門中興俳諧一覽集』（ノ左編、文久三序）等多くの記録、随筆等に書き写されている。作品の内容については、別の機会に論じたい。

三、二条家俳諧の意義

前章においては、『二条家御俳諧』と他の資料を併せて、二条家俳諧の初会のあり方を考察した。しかし同書は、初会のことだけでなく、以後の二条家俳諧についても書き継いでいる。二条家俳諧の

その後についても多くのことがわかるのである。以下に私見を述べたい。

初会に続く記事は次のようなものである。「続いて播磨青羅・京東山高桑羅更、被召出蒙宗匠免許。同十月十六日、青羅御会を勤。執筆百池・臥央、主事（名前脱文、明挙）、香元秋歩。同十七日、闌更御会を勤む。執筆臥央・百池、主事明挙、香元秋歩。」つまり、初会のひと月余り後、十月十六日と十七日に第二回第三回が続いて行われたのである。初会から第三回までは、当初より計画されていたのであろう。では、その主導権は誰が握っていたのであろうか。

二条家俳諧は、年に二回、月花の会をそれぞれ催し、また正月に初懐紙も巻くのが前提であった。⁽⁵⁾実際には、年に三度の興行は難しかったが、以後五年間は毎年開催され続けた。その年次と宗匠・執筆をあげると、次のようになる。⁽⁶⁾

- | | | |
|-------------|------|------------|
| 1、寛政二年九月五日 | 宗匠晁台 | 執筆臥央・五周・百池 |
| 2、同 十月十六日 | 宗匠青羅 | 執筆百池・臥央 |
| 3、同 十月十七日 | 宗匠闌更 | 執筆臥央・百池 |
| 4、寛政三年正月 | 宗匠晁台 | 執筆百池 |
| 5、同 三月十四日 | 宗匠青羅 | 執筆不明 |
| 6、寛政四年正月 | 宗匠闌更 | 執筆百池 |
| 7、寛政五年正月 | 宗匠闌更 | 執筆百池 |
| 8、同 四月十四日 | 宗匠玉屑 | 執筆百池 |
| 9、寛政六年正月 | 宗匠闌更 | 執筆百池 |
| 10、同 三月二十六日 | 宗匠玉屑 | 執筆百池 |
- 『二条家御俳諧記』によると、この後寛政六年から文化八年まで「この間十六年中絶」とあるので、寛政二年から同六年までをひと

まとまりとし、第一期と考えることができるであろう。

その第一期の開催をみると、創始の年は、晁台・青羅・闌更がそれぞれ宗匠となり、続けて第三回までが行われた。翌年は晁台宗匠の初懐紙と青羅宗匠の春の会、その後青羅は没する。四年は晁台の病により闌更の初懐紙、やがて晁台が没してこの年は一回のみで終わる。しかし青羅・晁台亡き後も二条家俳諧は続けられ、五年は闌更の初懐紙と青羅門人玉屑宗匠の夏の会、翌六年も闌更の初懐紙と玉屑の春の会が行われた。

こうしてみると一期は、まず晁台・青羅・闌更が順番に宗匠を務め、青羅と晁台が続いて没したが、残った闌更と、晁台・青羅の門人たちによって、会は続けられている。つまり、二条家俳諧の宗匠は、最初から晁台・青羅・闌更と決まっており、それは宗匠が没しても他門の宗匠に譲られることなく、門人に引き継がれているのである。これは、おそらく二条家側の判断により個々に宗匠が任命されるのではなく、俳諧師側の主導で二条家俳諧が執り行われていたからにちがいない。それには、三宗匠とその門下の団結が必要である。

前掲の拙稿で詳述したとおり、二条家俳諧は晁台が蕉門中興と俳諧の地位向上のために二条家にはたらきかけて実現したものだ。初会は、彼が多くの門人を率いて一座し、役人も彼の門人が多い。第二回・第三回は宗匠は替わっているが、執筆をはじめとする役人はほとんど初会のままである。また桃睡や芦涯といった晁台の高弟は第一期を通して毎回出席している。さらに第二回では晁台が句花の句を出している。つまり初会だけでなくそれ以後も、常に晁台の影響力が及んでいるのである。創始者の晁台とその一門があくまで

も二条家俳諧の主軸であり、青蘿と闍更はそれに賛同した者であったとみえる。

では尾張の暁台が、播磨の青蘿や、加賀出身で京に仮寓していた闍更と会して、二条家俳諧に関する相談が行われる機会があったのだろうか。

寛政二年より三年前の天明七年、青蘿は京に上った。その時、暁台も上京していた。青蘿は、京で闍更・几董・暁台・月溪・臥央・五来とそれぞれ両吟歌仙を巻き、同年『都六歌仙』として出版している。青蘿と闍更、闍更と暁台は以前から交流があったが、青蘿が暁台に会ったのはおそらくこれが初めてであろう。この時、二条家俳諧について三者の間で何らかの相談がなされたのかもしれない。というのは、すでにその三年前の天明四年十月、暁台は二条家に参殿し、花の本の称号を受けていたのである（前掲の拙稿参照）。彼の中で、二条御殿において、宗匠として俳諧を興行する夢はすでにふくらんでいたであろう。京で会ったこの二人に、暁台が自分の夢を語り、協力を依頼したことはじゅうぶんに考えられるのである。暁台に協力を乞われて、青蘿・闍更は賛同し、寛政二年の二条家俳諧が実現したのではないだろうか。

では、なぜ暁台・青蘿・闍更なのか。この三人の共通点を探すと、次のような点があげられる。

まず蕉門であり、芭蕉崇敬の念が強く、それまでも盛んに芭蕉顕彰活動を行っている。また、三者共京俳人でなく地方俳人であり、かつ京俳壇に関心があり、京に仮寓、あるいはしばしば行き来している。つまり、京に結びつきを持ちながら蕉風復古運動を展開してきた、地方の、あるいは地方出身の蕉門俳人たち、ということがで

きる。京の二条家で行われる二条家俳諧だが、暁台は京俳壇の宗匠たちには賛同を求めず、こうした自分と同じく地方の蕉門俳人を協力者に選んだのではないだろうか。

また、『二条家御俳諧記』の記事でさらに興味深いのは、寛政五年の芭蕉百回忌に際しての正風宗師追号と追善俳諧についてである。「寛政五年丑四月に芭蕉に正風宗師と御追号下され、且御額ヲ御寄付被遊。但義仲寺と東山芭蕉堂と二ヶ所へ給る。且御挑灯御幕御寄付。」とある。芭蕉に正風宗師の追号が下され、義仲寺と芭蕉堂に額が寄付された。そして義仲寺において百回忌追善俳諧が行われたのである。『二条家御俳諧記』には、追号の文書と御朱印が書き写され、会の次第も詳細に記されている。これは本来二条家俳諧とは別なのだが、二条家俳諧の一環という意識があったのだろう。

芭蕉百回忌の追善俳諧は、各地で行われた。義仲寺においては、重厚主宰、蝶夢後見で執り行われ、四月十日から三日間の奉扇会で俳諧百五十巻が巻かれている。二条公より発句を戴いて巻かれたのはその一つであった。闍更が二条公に代わって御代香をつとめ、執詠使月居、宗匠重厚、執筆五芳、主事其成、補助白黛、参衆としては玉屑・右稻ら免許を得た人々が集ったとある。宗匠の重厚は別にして他の役人・連衆は、ほとんど二条家俳諧そのまの顔ぶれである。現に二日後の四月十四日に二条家で行われた二条家俳諧は、玉屑が宗匠で、連衆は旧青蘿門の播磨の俳人が中心となり、右稻・月居・闍更・百池・五芳・不木・其成らが加わっており、十二日の義仲寺における追善百韻に一座した連衆によるものであった。播磨の玉屑は、おそらく奉扇会と二条家俳諧の両方に出座するべく一門を率いて上京したのであらうし、本来は花の会として三月に行われる

二条家俳諧がこの年は四月になっているのも、奉扇会に合わせたのであろう。この時、奉扇会と二条家俳諧と芭蕉百回忌が三位一体化して行われた感がある。

当時、双林寺の墨直し、芭蕉堂の花供養、義仲寺の奉扇会と時雨会といった芭蕉追善の定例行事が盛んに行われていた。⁽⁸⁾それらは、蝶夢、重厚、闌更といった地方蕉門の宗匠が中心になって行われていたものである。晝台・闌更・青蘿が中心となった二条家俳諧も、地方蕉門による行事であり、両者が結びつくのは不自然なことではなかった。二条家は、二条家俳諧独自の芭蕉百回忌は行わず、それまで定例化して行ってきた芭蕉追善行事を顕彰するという形をとった。つまり花供養を行ってきた芭蕉堂と、奉扇会・時雨会の義仲寺に額を与えたのである。そして奉扇会と二条家俳諧が芭蕉百回忌のもとに合体したのが、この百回忌の俳諧であったといえる。

田中道雄氏の「蕉門中興運動の二潮流」⁽⁹⁾によると、蕪村の死後、京の都市系俳壇は急速に地方蕉門に接近し、やがて俳壇の統一を迎える。その論考において、田中氏はすでに二条家俳諧と芭蕉百回忌にもふれ「両者（都市系諸俳壇と地方系蕉門俳壇）の間隔が次第に狭まり、二つの流れがいつか均質化され、一つになる。その合流点に二条家の賜号・追号と芭蕉百回忌が位置することとなる。」と位置づけておられる。その論の上に立つ時、俳壇統一の潮流の前段階として地方蕉門俳人の活動の合流が指摘できるであろう。晝台と青蘿・闌更の一門による二条家俳諧がそれである。さらに二条家俳諧と奉扇会との合流により芭蕉百回忌は行われたのである。

おわりに

二条家俳諧に初会から関わってきた其成によって書かれた『二条家御俳諧記』は、二条家俳諧について多くの事を教えてくれる。儀式のような形式的なことにとどまらず、その目的や意義といったこともこれにより推し量ることができるのである。

記事は、その後も書き継がれて文政八年の二条家俳諧に至っている。筆者の其成は、翌年の文政九年も知事を務めて、十年からその役を其篤に譲った。おそらくその頃に没したのであろう。

しかし、二条家俳諧自体はさらにその後も続いて幕末まで行われ、文久二年の開催を確認できるのである。中断はあったにせよ、それだけ長く続いたということは、関係した俳人たちの支持と努力があったのであろう。さらに考察を進めて行けば、幕末までに多くのことが把握できるはずである。

注

(1) その創始に至る経緯は、拙稿「二条家俳諧の創始と晝台」(『連歌俳諧研究』九十)において述べた。

(2) 同資料については、野田千平氏「買夜時代の晝台と津島神島連」(『金城学院大学論集・国文学編』二〇)、「晝台と二条家俳諧」(『さるみの』一五)参照、ともに「近世東海俳壇の研究」所収。

(3) 『銅駝御殿御俳諧名録』では三十四名、「翁草」『俳事随筆』の座席の図では三十名だが、『二条家御中興御殿之俳諧』の百韻を見ると明らかに三十五名が一座している。

(4) 筆者の其成が見ることができたのがこの二点の免状だったのだらう。もちろん宗匠晝台宛の免状もあり「晝台ハ左方ト有。外ハ宜為此道宗匠」としている。また、其成は、初会には一座していない。彼は御俳諧書林を命じられたのであった。

- (5) 『俳事隨筆』所収、八月二十日(寛政二年)付、白図ら宛曉台書簡に「明年より月花之御会年内両度表向御興行、正月御文台開きと申御しらべに御座候」とある。前掲、野田千平氏紹介。
- (6) 富田志津子「二条家俳諧一覽」(大阪俳文学研究会『会報』二九)参照。
- (7) 重厚は二条家俳諧に召されたことはなかったが、この時二条家より宗匠の免状を受けた。
- (8) 田中道雄氏「蝶夢の俳壇登場をめぐる諸問題 下ノ一」
『語文研究』三〇)
- (9) 『連歌俳研諸究』五〇

付記

『二条家御俳諧記』の翻刻を許可された大阪女子大学附属図書館には深謝いたします。

また、田中道雄氏からは、同書の所在のほか、多くのご教示を得、野田千平氏よりも、資料をご指摘いただきました。ともに心よりお礼申し上げます。

——本学助教授——